

平成 28 年 2 月 19 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官(再チャレンジ担当)

文部科学省高等教育局長

厚生労働省職業安定局長

経済産業省経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(再要請)

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠です。新規大学卒業予定者等の就職・採用活動の開始時期については、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、学生の学業への配慮を十分に行いながら、広報活動開始時期については3月1日以降、採用選考活動開始時期については6月1日以降にすることになりました。

これを受け、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要であることから、政府においても、平成27年12月10日付け文書「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」により、広報活動、採用選考活動の開始時期の遵守等について、各経済団体・業界団体に周知をお願いし、各企業の御理解と御協力を要請いたしました。

この度、3月1日からの広報活動開始時期を迎えるにあたり、改めて、就職・採用活動の円滑な実施のため、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、再度、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。